

書 面 開 催

令和 2 (2020)年 8 月 18 日

令和 2 (2020)年度第 1 回県南地域医療構想区域

病院及び有床診療所等会議 次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 地域医療構想調整会議等の今後の進め方について
- (2) 令和元(2019)年度病床機能報告結果について
- (3) 令和元(2019)年度病床機能報告の分析について
- (4) 栃木県保健医療計画（7期計画）の見直しについて

3 閉 会

【配布資料】

設置要綱

- 資料 1 地域医療構想調整会議等の今後の進め方について
- 資料 2 令和元(2019)年度病床機能報告集計結果の概要（速報版）
- 資料 3 令和元(2019)年度病床機能報告の分析について
- 資料 4 栃木県保健医療計画（7期計画）の見直しについて
- 参考資料 1 栃木県外来医療計画に係る事務取扱実施要領
- 参考資料 2 栃木県外来医療計画の PR チラシ

県南地域医療構想区域病院及び有床診療所等会議設置要綱（準則）

（設 置）

第1条 県南地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、県南地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき、「県南構想区域病院及び有床診療所等会議」（以下「病診会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 病診会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

（組 織）

第3条 病診会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長、有床診療所長及び事務長
- (2) その他関係機関・団体の代表

2 病診会議は、栃木地区及び小山地区において組織し、各地区は次に掲げる市町の範囲とする。

- (1) 栃木地区 栃木市、壬生町
- (2) 小山地区 小山市、下野市、上三川町、野木町

（議 長）

第4条 病診会議に議長を置く。

2 議長は、県南地域医療構想調整会議の議長又は議長が指名した者が務める。

（会 議）

第5条 病診会議の会議は、県南健康福祉センター所長が招集する。

（事務局）

第6条 病診会議の事務局は、県南健康福祉センターに置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、病診会議の運営に関し必要な事項は、県南健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30（2018）年8月7日から実施する。